

仕様書

1 業務名

SNS による女性を対象とした消防団加入促進事業委託業務

2 目的

愛知県（以下、「委託者」という。）、では、女性の消防団への加入者数が近年、増加傾向であるものの、未だ低い割合に留まっている。本事業では、今後の伸びしろが期待される女性を対象とした広報により、消防団や女性消防団員の認知向上を図るとともに、「あいち消防団の日」を契機とした市町村における消防団加入促進に向けた具体的な取組につなげ、入団の促進を図る。

3 業務の履行期間

契約の日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託業務の内容

受託者は、委託者の指示に従い以下の業務を行う。

（1）著名人の SNS アカウントによる発信業務

① 著名人の選定

ア フォロワー数が多い（単一の SNS フォロワー100 万人以上）女性の著名人を選定すること。

イ 女性からの共感や支持が高い女性著名人を起用すること。

② SNS における発信内容

ア 活用する SNS アカウントは、（1）①で選定した著名人のアカウントとする。

イ 発信はあいち消防団の日（1月20日）より前、1月上旬に1回行う。

ウ ターゲット層は、愛知県内に住む18歳～29歳の女性。

エ 発信内容を閲覧したユーザーが、消防団の存在及び自らが消防団員になることができることを認知し、消防団に興味を持てるような発信内容とすること。なお、発信内容については、文章のみではなく、動画や静止画を用いるなど、発信内容を閲覧したユーザーが消防団の活動に興味を持てる内容とすること。

オ サムネイルで魅力的な発信内容であることを閲覧者に伝わるよう留意すること。

カ 契約終了後においても、著名人のアカウントで発信した内容については、削除しないこと。

キ 市町村の消防団加入促進につなげるため、発信内容を市町村や消防団の公式アカウントで引用できるようにすること。

ク 選定した著名人の SNS アカウントによる発信ができない事態になった場合は、委託者と協議の上、受託者の責任において、（1）①で選定した著名人と同等の著名人により代替して発信する措置をとること。

ケ 閲覧数、視聴数、クリック数等の計測可能な数値で、実現可能な KPI を提案すること。

（2）ポスター作成業務

（1）の業務で選定した著名人を起用したポスターのデザイン及びポスターを作成

し、デザインの電子データを 11 月 30 日までに、ポスターを 12 月 10 日までに、5
(3) で示す提出先へ納品すること。

ア ポスターのデザインは、18 歳～29 歳の女性をターゲットとし、女性が目を引きやすく、女性消防団員の活動がイメージできるような内容とすること。

また、消防団のイメージ向上に資する内容とし、明るい色調を基調としたデザインとすること。

イ 納品されたデザインのデータについて、県が製作する啓発物等で二次使用できるものとする。

ウ ポスター及びそのデザインのデータを二次使用した啓発物等の使用期限は、2027 年 3 月 31 日までとする。

エ 作成したデザインの電子データの納品は、ai 及び PDF 形式とし、アウトライン化しないこと。

納品先：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県防災安全局防災部消防保安課消防・広域化グループ

○ポスターの仕様

区分	内容
サイズ	A 2 判 (コート紙 110kg) 500 部
	A 3 判 (コート紙 110kg) 150 部
色	4C×0C
印刷部数	650 部 (折無し)

(3) その他

(1) (2) に掲げる業務のほか、本業務の目的を達成するために有益と考えられる提案があれば実施すること。ただし、実施に要する経費は (1) (2) に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

5 業務完了届等の提出

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及び納品物を委託者に提出しなければならない (郵送可)。

(1) 業務完了届 (別紙様式)

(2) 納品物

ア 事業実績報告書

発信内容に対する各種数値 (インプレッション数やリーチ数等) を示すこと。

媒体：①紙媒体 1 部 (任意様式)、②電子媒体 1 式 (PDF 形式、CD-R 等に保存)

イ ポスターデータ (ai 及び PDF 形式、アウトライン化しない、CD-R 等に保存)

(3) 業務完了届等の提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県防災安全局防災部消防保安課消防・広域化グループ

6 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

7 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に連絡するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

8 業務実施計画書及び業務日程表

受託者は、契約締結後すみやかに、業務実施計画書及び業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

9 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜、協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 企画提案の内容を踏まえ、委託者と協議の上業務を実施することとする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

11 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

12 著作権等の取扱

本事業にて生じた知的財産及び納品物に係る使用及び処分に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

13 その他

愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行にあたること。